

第78号議案

東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条
例

上記の議案を提出する。

令和5年11月24日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の改正に伴い、
所要の改正を行うため提出します。

東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条
例

東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番
号の利用等に関する法律施行条例（平成27年6月台東区条例第
27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定
個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄
に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に
掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただ
し書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番
号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律
第48号）の施行の日から施行する。